

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和4年5月2日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 二級河川小本川水系小本川改修工事（市街地工区及び門上流工区）及びこれに伴う町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡岩泉町	31番5	原野	480㎡	481.13㎡	481.13㎡	雑種地	別図に①として赤色で表示する部分
門字名目入	31番14	宅地	240.94㎡	241.71㎡	241.71㎡	宅地	別図に②として赤色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和4年4月19日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。